東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和８年６月９日

東大和市長　和地　仁美

東大和市規則第５２号

東大和市住民基本台帳事務取扱規則の一部を改正する規則

東大和市住民基本台帳事務取扱規則（平成２４年規則第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項中「届出人の生年月日及び届出人の属する世帯の世帯員の氏名、続柄等を説明させる方法」を「次に掲げる方法のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）届出人から、カード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「番号利用法」という。）第２条第８項に規定するカード代替電磁的記録をいう。以下同じ。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信（番号利用法第１８条の３第１項の規定による認定を受けたプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。以下同じ。）を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った届出人のものであることの確認（番号利用法第１８条の４第１項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラムと同等の機能を有するものを用いて行うものに限る。第１２条第３項第１号において同じ。）を行う方法

（２）届出人の生年月日及び届出人の属する世帯の世帯員の氏名、続柄等を説明させる方法

第１０条第５項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）」を「番号利用法」に改める。

第１２条第３項中「請求者等の生年月日及び請求者等の属する世帯の世帯員の氏名、続柄等を説明させる方法」を「次に掲げる方法のいずれか」に改め、同項に次の各号を加える。

（１）請求者等から、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録の送信を受けるとともに、当該電磁的記録が当該送信を行った請求者等のものであることの確認を行う方法

（２）請求者等の生年月日及び請求者等の属する世帯の世帯員の氏名、続柄等を説明させる方法

別表第１中「在留カード　特別永住者証明書」を「在留カード　特定在留カード　特別永住者証明書　特定特別永住者証明書」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、令和８年６月１４日から施行する。